

2019年6月21日

各位

株式会社北洋銀行

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を 踏まえた預金規定等の改定のお知らせ

いつも、北洋銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年9月24日(火)より、下記のとおり預金規定等を改定いたします。

当行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与などの金融犯罪への対策を一層強化していくため、新規取引時に加え、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度確認させていただく場合があります。また確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当行が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合など、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引されているお客さまにも適用いたします。

記

1. 対象となる主な預金規定等

普通預金規定	総合口座規定
貯蓄預金規定	定期預金規定
外貨普通預金規定	外貨定期預金規定
当座勘定規定	納税準備預金規定

2. 主な改定内容（例：普通預金規定）

普通預金規定について、以下の条項を追加・変更いたします。

普通預金以外の規定においても同様の改定を行います。

「取引の制限」条項の新設（下線部を追加）

12. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) この預金が、1年以上利用がない場合には、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)～(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

「解約等」条項を一部追加・変更（下線部を追加・変更）

13.（解約等）

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前記 11.(1)に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触する取引に利用され、またはそれらのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、または前記 12.(1)にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

⑥ 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当行に届出している在留期限を経過した場合

⑦ 前記①～⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

(3) 前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

また、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。この解約によって当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(以下同文)

3. 改定日

2019年9月24日（火）

以上